

生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務に  
係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市プロポーザル審査委員会条例（平成24年10月9日条例第35号）第9条の規定に基づき、生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務に係る受託候補者を特定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の特定に関すること。
- (4) その他受託候補者の特定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉健康部長
- (2) 福祉健康部次長
- (3) 福祉政策課長
- (4) 地域包括ケア推進課長
- (5) 介護保険課長
- (6) 健康課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は福祉健康部長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、福祉健康部次長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務に係る受託候補者の特定が行われたときに、その効力を失う。